ア　資格		
イ　証明書の番号		
ウ　免許の年月日		
エ　免許の有効期限		
オ　その他		

短　辺　（日本工業規格A列4番）

注1　在留カード、特別永住者証明書、旅券等その者の国籍等が確認できる書類の写しを添付すること。

2　1の項ア及びイの欄の記載は、在留カード又は特別永住者証明書を有する者に限る。

3　特別永住者証明書を有する者にあっては、1の項オの欄に「特別永住者」と記載すること。

4　在留カード又は特別永住者証明書を有する者にあっては、1の項カの欄に当該書類の有効期間の満了日を記載すること。

附　則

当分の間、改正後の別表第三号様式に規定する在留カード及び特別永住者証明書には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）附則第十五条第一項及び第二十八条第一項の規定により在留カード又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書を含むものとする。

○総務省告示第二百五十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十三第一項及び第四項の規定により、特定基地局の開設に関する計画を認定したので、同条第七項及び電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年七月六日

総務大臣　川端　達夫

認定をした日	認定の有効期間	指定した周波数	認定を受けた者の名称	特定基地局の通信の相手方である陸上に開設する移動する無線局の移動範囲
平成二十四年六月二十八日	平成二十四年六月二十八日から平成三十四年六月二十七日まで	七七三MHzを超え七八三MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものを除く。）	ＫＤＤＩ株式会社	全国
平成二十四年六月二十八日	平成二十四年六月二十八日から平成三十四年六月二十七日まで	七七三MHzを超え七八三MHz以下（沖縄総合通信事務所の管轄区域に係るものに限る。）	沖縄セルラー電話株式会社	全国

○総務省告示第二百五十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第1項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を次のように変更する。

平成二十四年七月六日

総務大臣　川端　達夫

第4の表中

平成二十四年六月二十八日	平成二十四年六月二十八日から平成三十四年六月二十七日まで	七八三MHzを超え七九三MHz以下	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	全国
平成二十四年六月二十八日	平成二十四年六月二十八日から平成三十四年六月二十七日まで	七九三MHzを超え八〇三MHz以下	イー・アクセス株式会社	全国

を

207.5MHz以上222MHz以下

に

207.5MHz以上222MHz以下
773MHzを超え803MHz以下

改める。

○外務省告示第二百三十七号

平成六年四月十五日にマラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成七年条約第二十三号）の附属書Ⅰの日本国の付表3に関し、日本国政府は、政府調達に関する委員会に対し、同協定第二十四条6の規定に従い、次のような修正を行う旨の通報を行い、同修正は、同条6の規定に従い、平成二十四年六月十三日に効力を生じた。

（平成二十四年六月二十二日付け世界貿易機関事務局長確認書）

平成二十四年七月六日

外務大臣　玄葉光一郎

附属書Ⅰの日本国の付表3の産品及びサービスの機関の表のそれぞれの1A群中、「株式会社国際協力銀行」を加える。

○厚生労働省告示第四百二十二号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省令第二号）第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省厚生労働省令第三号）第四条第六号の規定に基づき、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月六日

厚生労働大臣　小宮山洋子